

## 府中市地域防災計画（令和 2 年修正）の修正における新旧対照表（案）

該当頁	新（修正後）	旧（修正前）
(震-100) 第 2 部 第 5 章	<p><b>対策の方針</b></p> <p>(中略)</p> <p>これらの体制を整備する過程で、「公助」の限界についての確に把握し、その補完・協力体制を構築するため、<u>受援体制を強化するとともに</u>、民間企業等との協定締結等を<u>進める</u>。</p> <p>なお、「府中市地域防災計画」で定めた各対策で、より具体的な規定が必要なものについては、下位計画である「要綱・要領」及び「府中市災害対策本部マニュアル」、「府中市事業継続計画（BCP）地震編」、<u>「府中市事業継続計画（BCP）風水害編」、「受援応援計画」</u>において精査し、「府中市地域防災計画」の実効性を高めていくものとする。</p>	<p><b>対策の方針</b></p> <p>(中略)</p> <p>これらの体制を整備する過程で、「公助」の限界についての確に把握し、その補完・協力体制を構築するため、民間企業等との協定締結等を<u>検討する</u>。</p> <p>なお、「府中市地域防災計画」で定めた各対策で、より具体的な規定が必要なものについては、下位計画である「要綱・要領」及び「府中市災害対策本部マニュアル」、「府中市事業継続計画（BCP）地震編」において精査し、「府中市地域防災計画」の実効性を高めていくものとする。</p>
(震-106) 第 2 部 第 5 章	<p><b>2 事業継続体制の確保</b></p> <p><u>○ 市は、「受援応援計画」を策定し、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、事業を継続できる体制を整備するものとする。なお、その内容には適宜検討を加え、必要があると認めるときに修正する。</u></p>	<p><b>2 事業継続体制の確保</b></p> <p>(追加)</p>
(震-106) 第 2 部 第 5 章	<p><b>受援応援計画</b></p> <p>○ 災害により、市内が甚大な被害を受けた際には、市そのものが被災する中、膨大な災害対業務が発生することにより、人的及び物的資源が不足し、行政機能の大幅な低下が生じる。</p> <p>○ 一方、災害時は、被災自治体に対し、他の自治体や公共機関、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援が行われる。特に近年は、被災自治体に対して、他の自治体から多くの応援職員が派遣されている。</p> <p>○ 市の行政機能の低下を最小化するためには、市において不足する人的・物的資源を応援により補う必要があり、その体制整備が不可欠であり、災害時に応援職員等を迅速かつ的確に受け入れ、情報共有、各種調整及び被災者への生活再建を迅速かつ円滑に行うための対応計画が「受援計画」である。</p> <p>○ 災害により本市が被災した場合の受援に関する計画に対し、府中市外の自治体が被災した場合に、応援職員を派遣するための計画は「応援計画」となる。</p> <p>○ 市では、市が被災した場合を想定し、応援を受け入れるための受援と、市が被災自治体に対して応援するための応援に関する計画を取りまとめた「受援応援計画」を整備する。</p>	<p>(追加)</p>

該当頁	新（修正後）	旧（修正前）	
(震-125) 第2部 第5章	<b>3 応援協力や派遣の要請</b> ○ <u>「<b>受援応援体制の整備を図るとともに</b>、</u> 関係の団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結する等、応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害対策活動体制を強化・充実させていく。	<b>3 応援協力や派遣の要請</b> ○ 関係の団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結する等、応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害対策活動体制を強化・充実させていく。	(3)
(震-125) 第2部 第5章	<b>3-1 応援協力</b> <b>(1) 都との相互協力</b> ○ 市長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日、 <u>「<b>受援応援計画</b>」に基づき</u> 、文書により改めて処理する。	<b>3-1 応援協力</b> <b>(1) 都との相互協力</b> ○ 市長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日、文書により改めて処理する。	(3)
(震-126) 第2部 第5章	<b>(2) 他市町村との相互協力</b> ○ 市は、 <u>「<b>受援応援計画</b>」に基づく受援体制を整備し、また</u> 次のとおり整備した体制により、他市町村と相互に協力し、災害対応に当たる。	<b>(2) 他市町村との相互協力</b> ○ 市は、次のとおり整備した体制により、他市町村と相互に協力し、災害対応に当たる。	(3)
(風-目次)	第2部 災害予防計画 第1章 水害予防対策 3-6 <u>避難指示等の発令</u>	第2部 災害予防計画 第1章 水害予防対策 3-6 <u>緊急避難勧告等の発令</u>	(1)
(風-目次)	第3部 災害応急・復旧対策計画 第5章 避難者対策 1 避難態勢 1-1 事前避難 1-2 <u>高齢者等避難、避難指示等</u> (1) 一般基準 (2) <u>高齢者等避難、避難指示等</u> 1-3 避難誘導 2 <u>避難指示</u> 等の判断・伝達 2-1 <u>避難指示</u> の判断基準等 (1) <u>避難指示</u> 等に関するマニュアルの作成 (2) 避難に要する時間を見込んだ <u>避難指示</u> の発令 (3) 市の <u>避難指示</u> 等の判断・伝達に対する都の支援	第3部 災害応急・復旧対策計画 第5章 避難者対策 1 避難態勢 1-1 事前避難 1-2 <u>避難準備、勧告又は指示等</u> (1) 一般基準 (2) <u>避難準備、勧告又は指示</u> 1-3 避難誘導 2 <u>避難勧告</u> 等の判断・伝達 2-1 <u>避難勧告</u> の判断基準等 (1) <u>避難勧告</u> 等に関するマニュアルの作成 (2) 避難に要する時間を見込んだ <u>避難勧告</u> の発令 (3) 市の <u>避難勧告</u> 等の判断・伝達に対する都の支援	(1)
(風-7) 第2部 第1章	<b>3-3 土砂災害警戒情報</b> <b>(4) 土砂災害警戒情報の市民への周知</b> ○ 市は、府中市内に土砂災害警戒情報が発令された際、市は直ちに市ホームページ、ツイッター、メール等を通じて市民に情報提供をして注意喚起を行う。また、避難が必要な市民に対して <u>避難指示</u> 等を発令するなど、適切な避難行動を促す。	<b>3-3 土砂災害警戒情報</b> <b>(4) 土砂災害警戒情報の市民への周知</b> ○ 市は、府中市内に土砂災害警戒情報が発令された際、市は直ちに市ホームページ、ツイッター、メール等を通じて市民に情報提供をして注意喚起を行う。また、避難が必要な市民に対して <u>避難勧告</u> 等を発令するなど、適切な避難行動を促す。	(1)

該当頁	新（修正後）	旧（修正前）
(風-7) 第2部 第1章	<p><b>3-6 避難指示等の発令</b></p> <p>○ 市では、<b>避難指示</b>等の発令基準を定めている。この発令基準を基に土砂災害発生危険度が発令基準に達した場合には、以下に示す措置等を取り、速やかに<b>避難指示</b>を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土砂災害が発生するおそれのある箇所の特定</li> <li>② その箇所に位置する避難単位の確認</li> <li>③ 自主防災組織、消防団、警察等との避難誘導・支援等に係る連絡調整</li> <li>④ 避難所の開設、避難経路の安全性</li> </ol> <p>なお、<b>避難指示</b>等の発令基準の設定には以下のような情報等を活用する。</p> <p>ア 土砂災害警戒情報 イ 土砂災害警戒避難基準雨量 ウ 雨量計で観測された降雨量 エ 前兆現象や周辺の災害情報</p>	<p><b>3-6 避難勧告等の発令</b></p> <p>○ 市では、<b>避難勧告</b>等の発令基準を定めている。この発令基準を基に土砂災害発生危険度が発令基準に達した場合には、以下に示す措置等を取り、速やかに<b>避難勧告</b>を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土砂災害が発生するおそれのある箇所の特定</li> <li>② その箇所に位置する避難単位の確認</li> <li>③ 自主防災組織、消防団、警察等との避難誘導・支援等に係る連絡調整</li> <li>④ 避難所の開設、避難経路の安全性</li> </ol> <p>なお、<b>避難勧告</b>等の発令基準の設定には以下のような情報等を活用する。</p> <p>ア 土砂災害警戒情報 イ 土砂災害警戒避難基準雨量 ウ 雨量計で観測された降雨量 エ 前兆現象や周辺の災害情報</p>
(風-9) 第2部 第1章	<p><b>4-4 地下空間への浸水被害対策</b></p> <p><b>(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策</b></p> <p>○ 市は、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、浸水の危険が予想される際に、地下空間管理者を通じて、地下空間利用者へ雨量・気象情報や避難情報等を伝達する。市が、<b>避難指示</b>を実施する場合、避難対象となる地下空間利用者に対して、次の事項を明らかにして<b>指示</b>を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>避難指示者</b></li> <li>② <b>避難指示</b>を必要とする理由</li> <li>③ <b>避難指示</b>の対象エリア</li> <li>④ 避難誘導方法、避難誘導者</li> <li>⑤ 避難経路及び避難先</li> <li>⑥ <b>避難指示</b>の実施時刻</li> <li>⑦ 注意事項（徒歩による避難、携帯品、服装、盗難予防等）</li> </ol>	<p><b>4-4 地下空間への浸水被害対策</b></p> <p><b>(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策</b></p> <p>○ 市は、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、浸水の危険が予想される際に、地下空間管理者を通じて、地下空間利用者へ雨量・気象情報や避難情報等を伝達する。市が、<b>避難勧告・指示</b>を実施する場合、避難対象となる地下空間利用者に対して、次の事項を明らかにして<b>勧告・指示</b>を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>避難勧告・指示者</b></li> <li>② <b>避難勧告・指示</b>を必要とする理由</li> <li>③ <b>避難勧告・指示</b>の対象エリア</li> <li>④ 避難誘導方法、避難誘導者</li> <li>⑤ 避難経路及び避難先</li> <li>⑥ <b>避難勧告・指示</b>の実施時刻</li> <li>⑦ 注意事項（徒歩による避難、携帯品、服装、盗難予防等）</li> </ol>
(風-10) 第2部 第1章	<p><b>5-1 基本的な考え方</b></p> <p>○ 洪水時の<b>避難指示</b>の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、市と都が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。</p>	<p><b>5-1 基本的な考え方</b></p> <p>○ 洪水時の<b>避難勧告・指示</b>の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、市と都が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。</p>
(風-11) 第2部 第1章	<p><b>5-5 水害ハザードマップの作成</b></p> <p><b>(1) 水害ハザードマップの作成</b></p> <p>○ 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所等の情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」<b>(削除)</b>を公表し、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立等、洪水の被害軽減に極めて有効である。</p>	<p><b>5-5 水害ハザードマップの作成</b></p> <p><b>(1) 水害ハザードマップの作成</b></p> <p>○ 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所等の情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」<b>(平成29年7月発行)</b>を公表し、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立等、洪水の被害軽減に極めて有効である。</p>

該当頁	新（修正後）	旧（修正前）				
	<p>○ 市は、都から流域ごとの浸水予想区域図を受け、水害ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、水害ハザードマップを作成する。</p> <p>また、流域ごとの浸水予想区域図が更新された場合には、速やかにこの提供を受け、水害ハザードマップを適宜更新する。</p>	<p>○ 市は、都から流域ごとの浸水予想区域図を受け、水害ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、水害ハザードマップを作成する。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>				
(風-12) 第2部 第1章	<p>【水害ハザードマップの内容】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">活用</td> </tr> <tr> <td>○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、<u>避難指示</u>発令、避難誘導等を支援する。</td> </tr> </table>	活用	○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、 <u>避難指示</u> 発令、避難誘導等を支援する。	<p>【水害ハザードマップの内容】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">活用</td> </tr> <tr> <td>○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、<u>避難勧告</u>発令、避難誘導等を支援する。</td> </tr> </table>	活用	○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、 <u>避難勧告</u> 発令、避難誘導等を支援する。
活用						
○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、 <u>避難指示</u> 発令、避難誘導等を支援する。						
活用						
○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、 <u>避難勧告</u> 発令、避難誘導等を支援する。						
(風-13) 第2部 第1章	<p><b>(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達</b></p> <p>○ 市は、<u>避難指示</u>発令基準を設定する場合には、都市河川の特徴を考慮して、<u>①高齢者等避難</u>、<u>②避難指示</u>の2段に分けて情報を提供する等、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。</p>	<p><b>(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達</b></p> <p>○ 市は、<u>避難勧告</u>発令基準を設定する場合には、都市河川の特徴を考慮して、<u>①準備基準</u>、<u>②勧告基準</u>の2段に分けて情報を提供する等、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。</p>				
(風-17) 第2部 第4章	<p><b>1-1 防災広報の充実</b></p> <p><b>(1) 各防災関係機関が行う広報内容の基準</b></p> <p>⑬ <u>避難指示</u>等に関する取扱い(要配慮者向け<u>高齢者等避難</u>情報を含む。)</p>	<p><b>1-1 防災広報の充実</b></p> <p><b>(1) 各防災関係機関が行う広報内容の基準</b></p> <p>⑬ <u>避難勧告</u>等に関する取扱い(要配慮者向け<u>避難準備</u>情報を含む。)</p>				
(風-23) 第3部 第1章	<p><b><u>2-1 事業体制の確保</u></b></p> <p><u>市は、「事業継続計画（BCP）【風水害編】」を策定し、災害発生前から適切に対応するための体制を整備する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(追加)</p>				

(1)

(1)

(1)

(4)

該当頁	新（修正後）	旧（修正前）																		
(風-23) 第3部 第1章	<b>2-2 市の初動態勢</b> <u>市は、台風の接近などによる大雨や暴風により、市域に災害の発生が予測される場合、次の態勢でこの警戒及び対応にあたる。</u>	(追加)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 304 331 336">種別</th> <th data-bbox="331 304 887 336">発令基準</th> <th data-bbox="887 304 1182 336">態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 336 331 687" rowspan="3">情報連絡態勢</td> <td data-bbox="331 336 887 464"> <b>【台風】</b>            ○ 台風の進路が関東地方に予想され、かつ府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。            ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="887 336 1182 464">           [平日（勤務時間内）]            ○ 防災危機管理課職員         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 464 887 624"> <b>【大雨・洪水】</b>            ○ 多摩北部地域に（大雨、洪水、暴風）警報が発表され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。            ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="887 464 1182 624">           [休日夜間]            ○ 防災危機管理課当番職員             ○ その他の職員は自宅待機（出動の準備）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 624 887 687"> <b>【土砂災害】</b>            （台風、大雨・洪水の基準に準ずる）         </td> <td data-bbox="887 624 1182 687"></td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令基準	態勢	情報連絡態勢	<b>【台風】</b> ○ 台風の進路が関東地方に予想され、かつ府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。	[平日（勤務時間内）] ○ 防災危機管理課職員	<b>【大雨・洪水】</b> ○ 多摩北部地域に（大雨、洪水、暴風）警報が発表され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。	[休日夜間] ○ 防災危機管理課当番職員  ○ その他の職員は自宅待機（出動の準備）	<b>【土砂災害】</b> （台風、大雨・洪水の基準に準ずる）		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 304 1272 336">種別</th> <th data-bbox="1272 304 1704 336">発令基準</th> <th data-bbox="1704 304 1921 336">態勢</th> <th data-bbox="1921 304 2107 336">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 336 1272 587">第一非常配備態勢</td> <td data-bbox="1272 336 1704 587">           1 台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。            2 多摩北部地方に大雨、洪水、暴風警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。            3 その他状況により、行政管理部防災危機管理課長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="1704 336 1921 587">           被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢         </td> <td data-bbox="1921 336 2107 587">           情報収集、伝達         </td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令基準	態勢	業務内容	第一非常配備態勢	1 台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 2 多摩北部地方に大雨、洪水、暴風警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 3 その他状況により、行政管理部防災危機管理課長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢	情報収集、伝達
	種別	発令基準	態勢																	
	情報連絡態勢	<b>【台風】</b> ○ 台風の進路が関東地方に予想され、かつ府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。	[平日（勤務時間内）] ○ 防災危機管理課職員																	
		<b>【大雨・洪水】</b> ○ 多摩北部地域に（大雨、洪水、暴風）警報が発表され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。	[休日夜間] ○ 防災危機管理課当番職員  ○ その他の職員は自宅待機（出動の準備）																	
<b>【土砂災害】</b> （台風、大雨・洪水の基準に準ずる）																				
種別	発令基準	態勢	業務内容																	
第一非常配備態勢	1 台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 2 多摩北部地方に大雨、洪水、暴風警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 3 その他状況により、行政管理部防災危機管理課長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢	情報収集、伝達																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 687 331 1066" rowspan="3">監視警戒態勢</th> <th data-bbox="331 687 887 719">【台風】</th> <th data-bbox="887 687 1182 719">態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 719 887 815">           ○ 台風が関東地方に接近又は上陸し、かつ、東京地方に（大雨、洪水、強風）警報が発表されたとき。            ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="887 719 1182 815">           ○ 防災危機管理課職員            ○ 水防応急対策室関係課            ○ 本部長・本部連絡員            ○ 本部応援員            ○ ユニット職員         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 815 887 1007"> <b>【大雨・洪水】</b>            ○ 府中市に（大雨、洪水、その他）警報が発表されたとき。            ○ 多摩川の推移が水防団待機水位（石原 4.0m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。            ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="887 815 1182 1007">           ○ 初動班職員（浸水想定区域外）            市の地域の災害に直ちに            対応できる態勢         </td> </tr> </tbody> </table>	監視警戒態勢	【台風】	態勢	○ 台風が関東地方に接近又は上陸し、かつ、東京地方に（大雨、洪水、強風）警報が発表されたとき。 ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。	○ 防災危機管理課職員 ○ 水防応急対策室関係課 ○ 本部長・本部連絡員 ○ 本部応援員 ○ ユニット職員	<b>【大雨・洪水】</b> ○ 府中市に（大雨、洪水、その他）警報が発表されたとき。 ○ 多摩川の推移が水防団待機水位（石原 4.0m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。	○ 初動班職員（浸水想定区域外） 市の地域の災害に直ちに 対応できる態勢	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 687 1272 1066" rowspan="3">第二非常配備態勢</th> <th data-bbox="1272 687 1704 719">発令基準</th> <th data-bbox="1704 687 1921 719">態勢</th> <th data-bbox="1921 687 2107 719">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 719 1704 831">           1 台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき。            2 府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき。            3 水防警報が発表されたとき。            4 その他状況により、行政管理部長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="1704 719 1921 831">           1 第一非常配備態勢を強化するとともに、災害の観測警戒を行える態勢            2 災害が起きたとき直ちに            対応できる態勢         </td> <td data-bbox="1921 719 2107 831">           1 水防応急対策室の設置（市長が必要と認めた場合）            2 情報収集、伝達         </td> </tr> </tbody> </table>	第二非常配備態勢	発令基準	態勢	業務内容	1 台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき。 2 府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき。 3 水防警報が発表されたとき。 4 その他状況により、行政管理部長が必要と認めるとき。	1 第一非常配備態勢を強化するとともに、災害の観測警戒を行える態勢 2 災害が起きたとき直ちに 対応できる態勢	1 水防応急対策室の設置（市長が必要と認めた場合） 2 情報収集、伝達					
監視警戒態勢		【台風】	態勢																	
		○ 台風が関東地方に接近又は上陸し、かつ、東京地方に（大雨、洪水、強風）警報が発表されたとき。 ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。	○ 防災危機管理課職員 ○ 水防応急対策室関係課 ○ 本部長・本部連絡員 ○ 本部応援員 ○ ユニット職員																	
	<b>【大雨・洪水】</b> ○ 府中市に（大雨、洪水、その他）警報が発表されたとき。 ○ 多摩川の推移が水防団待機水位（石原 4.0m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ○ その他、行政管理部長が必要と認めるとき。	○ 初動班職員（浸水想定区域外） 市の地域の災害に直ちに 対応できる態勢																		
第二非常配備態勢	発令基準	態勢	業務内容																	
	1 台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき。 2 府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき。 3 水防警報が発表されたとき。 4 その他状況により、行政管理部長が必要と認めるとき。	1 第一非常配備態勢を強化するとともに、災害の観測警戒を行える態勢 2 災害が起きたとき直ちに 対応できる態勢	1 水防応急対策室の設置（市長が必要と認めた場合） 2 情報収集、伝達																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 1066 331 1161">配水防警戒態勢</th> <th data-bbox="331 1066 887 1098">発令基準</th> <th data-bbox="887 1066 1182 1098">態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 1098 331 1161"></td> <td data-bbox="331 1098 887 1161">           ○ 災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。            ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="887 1098 1182 1161"></td> </tr> </tbody> </table>	配水防警戒態勢	発令基準	態勢		○ 災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 1066 1272 1161" rowspan="3">第三非常配備態勢</th> <th data-bbox="1272 1066 1704 1098">発令基準</th> <th data-bbox="1704 1066 1921 1098">態勢</th> <th data-bbox="1921 1066 2107 1098">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 1098 1704 1161">           1 関東地方に台風が上陸し、府中市に暴風警報が発表されたとき。            2 市内の複数個所において（※）小規模な災害が発生されると予想される場合若しくは発生した場合。            3 多摩川の氾濫危険水位（石原4.90m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。            4 北多摩1号水再生センターの排水樋門閉鎖に係る連絡があったとき。            5 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="1704 1098 1921 1161">           市の地域の災害に直ちに            対応できる態勢         </td> <td data-bbox="1921 1098 2107 1161">           1 災害対策本部の設置（市長が必要と認めた場合）            2 災害情報収集、伝達            3 第三非常配備態勢要員配置            4 応急対策の実施         </td> </tr> </tbody> </table>	第三非常配備態勢	発令基準	態勢	業務内容	1 関東地方に台風が上陸し、府中市に暴風警報が発表されたとき。 2 市内の複数個所において（※）小規模な災害が発生されると予想される場合若しくは発生した場合。 3 多摩川の氾濫危険水位（石原4.90m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 4 北多摩1号水再生センターの排水樋門閉鎖に係る連絡があったとき。 5 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	市の地域の災害に直ちに 対応できる態勢	1 災害対策本部の設置（市長が必要と認めた場合） 2 災害情報収集、伝達 3 第三非常配備態勢要員配置 4 応急対策の実施					
配水防警戒態勢	発令基準	態勢																		
	○ 災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。																			
第三非常配備態勢	発令基準	態勢	業務内容																	
	1 関東地方に台風が上陸し、府中市に暴風警報が発表されたとき。 2 市内の複数個所において（※）小規模な災害が発生されると予想される場合若しくは発生した場合。 3 多摩川の氾濫危険水位（石原4.90m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 4 北多摩1号水再生センターの排水樋門閉鎖に係る連絡があったとき。 5 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	市の地域の災害に直ちに 対応できる態勢	1 災害対策本部の設置（市長が必要と認めた場合） 2 災害情報収集、伝達 3 第三非常配備態勢要員配置 4 応急対策の実施																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 1161 331 1313">備水防非常配備態勢</th> <th data-bbox="331 1161 887 1193">発令基準</th> <th data-bbox="887 1161 1182 1193">態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 1193 331 1313"></td> <td data-bbox="331 1193 887 1313"> <b>【台風】</b>            ○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設）            ○ 台風にかかる大規模な事故もしくは災害が発生したとき。            ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。         </td> <td data-bbox="887 1193 1182 1313">           （上記に加え）            ○ 災害対策本部の設置・            招集         </td> </tr> </tbody> </table>	備水防非常配備態勢	発令基準	態勢		<b>【台風】</b> ○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設） ○ 台風にかかる大規模な事故もしくは災害が発生したとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。	（上記に加え） ○ 災害対策本部の設置・ 招集													
備水防非常配備態勢	発令基準	態勢																		
	<b>【台風】</b> ○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設） ○ 台風にかかる大規模な事故もしくは災害が発生したとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。	（上記に加え） ○ 災害対策本部の設置・ 招集																		

該当頁	新（修正後）		旧（修正前）				
		<p><b>【大雨・洪水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設）</li> <li>○ 多摩川の水位が氾濫注意水位・避難判断水位（石原 4.3m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>○ 市内の複数個所において、（※）小規模な災害の発生が予想されるとき若しくは発生したとき。</li> <li>○ 市内に記録的短時間雨量情報が発令されたとき。</li> <li>○ 府中市に特別警報が発令された場合</li> <li>○ 北多摩 1 号水再生センターの水門閉鎖の連絡があった場合</li> <li>○ 多摩川の堤防に異常な漏水や亀裂等が発見された場合</li> <li>○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。</li> </ul>		第四非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まり、特別警報が発令されたとき。</li> <li>2 災害が拡大し、第三非常配備態勢では対処できない場合。</li> <li>3 洪水被害の発生危険。</li> <li>4 人命危険の切迫。</li> <li>5 多摩川が計画高水位（石原 5.94 m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>6 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。</li> </ol>	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置（市長が必要と認めた場合）</li> <li>2 災害情報収集、伝達</li> <li>3 全職員配置</li> <li>4 応急対策の実施</li> </ol>
		<p><b>【土砂災害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難開始を発令したとき。（避難所の開設）</li> <li>○ 市域内で土砂災害が発生したことが確認されたとき</li> <li>○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の斜面から水の噴出しや小石の落下、土の腐った臭気が確認された場合</li> <li>○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の上端や斜面上に亀裂が確認された場合</li> <li>○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の一部が崩れている、または、斜面上の樹木に倒木が確認された場合</li> <li>○ その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めるとき。</li> </ul>					
	応急復旧態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害に関する調査及び応急復旧の必要があるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての職員</li> </ul>				
(風-25) 第3部 第1章	<p><b>3 水防応急対策室の設置</b></p> <p>○ 行政管理部長は、気象庁又は関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発令発表し、又はこれに類する状況にいたった場合において必要と認めるとき、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために（削除）水防応急対策室を設置する。対策室長は行政管理部長とする。</p>		<p><b>3 水防応急対策室の設置</b></p> <p>○ 行政管理部長は、気象庁又は関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発令発表し、又はこれに類する状況にいたった場合には、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために災害対策本部の設置を待たずに水防応急対策室を設置する。対策室長は行政管理部長とする。</p>				

該当頁	新（修正後）	旧（修正前）
(風-26) 第3部 第1章	<b>4-1 府中市災害対策本部の設置</b> ○ 以下の手順で、府中市災害対策本部を設置する。 ① 市長は、府中市の地域について風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合において、 <u>非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、</u> 府中市災害対策本部を設置する。	<b>4-1 府中市災害対策本部の設置</b> ○ 以下の手順で、府中市災害対策本部を設置する。 ① 市長は、府中市の地域について風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合において、府中市災害対策本部を設置する。
(風-26) 第3部 第1章	③ 行政管理部長は、上記②の要請があった場合又はその他の状況により、府中市災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、 <u>副本部長と協議の上本部の設置を市長に要請</u> しなければならない。	③ 行政管理部長は、上記②の要請があった場合又はその他の状況により、府中市災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、協議の上本部の設置を市長に <u>申請</u> しなければならない。
(風-26) 第3部 第1章	④ 本部長室の設置場所は中央防災センターとする。 <u>損壊等により、中央防災センターに本部の設置が困難な場合は、市役所本庁舎又は市役所第二庁舎を一時的な本部設置場所とする。</u>	④ 本部長室の設置場所は中央防災センターとする。
(風-26) 第3部 第1章	<b>4-2 活動体制</b> ○ 府中市災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、応急活動態勢のほかは、 <u>台風等の気象現象が市内に大きな影響を及ぼすことが予測される、または、これに類する状況に至った場合に、市長が、本部員の職に充てられている者を招集して開催する、災害対策本部事前会議にて検討する。事前会議で決定した内容については、災害対策本部で決定した事項に準ずるものとする。尚、水防応急対策室の設置前に災害対策本部事前会議が開催された場合には、水防応急対策室は設置しない。</u>	<b>4-2 活動体制</b> ○ 府中市災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、応急活動態勢のほかは、 <u>本部が設置された場合に準じて処理する。この場合、本編において本部長とあるのは市長と読み替えるものとする。</u>
(風-29) 第3部 第2章	<b>1-3 収集と伝達情報の種類</b> ⑦ <u>避難指示</u> 又は警戒区域の設定の伝達（行政管理部等）	<b>1-3 収集と伝達情報の種類</b> ⑦ <u>避難の勧告、指示</u> 又は警戒区域の設定の伝達（行政管理部等）
(風-32) 第3部 第3章	<b>1-1 防災情報提供システム</b> ○ 各種防災気象情報の他、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う <u>避難指示</u> 等の判断の参考に利用する。	<b>1-1 防災情報提供システム</b> ○ 各種防災気象情報の他、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う <u>避難勧告</u> 等の判断の参考に利用する。
(風-32) 第3部 第3章	<b>1-2 洪水予報河川(国管理河川)</b> <b>(4) 洪水予報伝達</b> ○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と <u>避難指示</u> 等発令部署のそれぞれに伝達する。	<b>1-2 洪水予報河川(国管理河川)</b> <b>(4) 洪水予報伝達</b> ○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と <u>避難勧告</u> 等発令部署のそれぞれに伝達する。
(風-32) 第3部 第3章	【国管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は水防計画による)】 ※ 水…水防担当部署/避… <u>避難指示</u> 等発令担当部署	【国管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は水防計画による)】 ※ 水…水防担当部署/避… <u>避難勧告</u> 等発令担当部署

(1)

(1)

(1)

(1)

該当頁	新 (修正後)	旧 (修正前)												
(風-37) 第3部 第3章	<b>1-3 洪水予報河川(都管理河川)</b> <b>(4) 洪水予報伝達</b> ○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と <b>避難指示</b> 等発令部署のそれぞれに伝達する。	<b>1-3 洪水予報河川(都管理河川)</b> <b>(4) 洪水予報伝達</b> ○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と <b>避難勧告</b> 等発令部署のそれぞれに伝達する。												
(風-37) 第3部 第3章	<b>【都管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)】</b> ※ 水…水防担当部署/避… <b>避難指示</b> 等発令担当部署	<b>【都管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)】</b> ※ 水…水防担当部署/避… <b>避難勧告</b> 等発令担当部署												
(風-40) 第3部 第3章	<b>1-4 水防警報河川</b> <b>(2) 水防警報河川(国管理)</b> ○ 水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と <b>避難指示</b> 等発令部署のそれぞれに伝達する。	<b>1-4 水防警報河川</b> <b>(2) 水防警報河川(国管理)</b> ○ 水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と <b>避難勧告</b> 等発令部署のそれぞれに伝達する。												
(風-40) 第3部 第3章	<b>【水防警報伝達系統図(詳細は水防計画による)】</b> ※ 水…水防担当部署/避… <b>避難指示</b> 等発令担当部署	<b>【水防警報伝達系統図(詳細は水防計画による)】</b> ※ 水…水防担当部署/避… <b>避難勧告</b> 等発令担当部署												
(風-41) 第3部 第3章	<b>1-5 土砂災害警戒情報</b> ○ 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と <b>避難指示</b> 等発令部署のそれぞれに伝達する。	<b>1-5 土砂災害警戒情報</b> ○ 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と <b>避難勧告</b> 等発令部署のそれぞれに伝達する。												
(風-47) 第3部 第5章	<b>第5章 避難者対策</b> <b>【対策の体系・担当】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 避難態勢</td> <td>市、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>2 <b>避難指示</b>等の判断・伝達</td> <td>市、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>3 避難所の開設・運営</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>○ 風水害発生時において人的被害を少なくするために、市及び各機関が一体となって市民を避難収容できる態勢を確立するとともに、平素から連絡協調を緊密にして、各機関の任務を明確にする。</p> <p>○ <b>高齢者等避難、避難指示</b>の発令時に市は、速やかに避難所を設置し、避難者を受入れる。</p>	1 避難態勢	市、府中消防署	2 <b>避難指示</b> 等の判断・伝達	市、府中消防署	3 避難所の開設・運営	市	<b>第5章 避難者対策</b> <b>【対策の体系・担当】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 避難態勢</td> <td>市、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>2 <b>避難勧告</b>等の判断・伝達</td> <td>市、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>3 避難所の開設・運営</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>○ 風水害発生時において人的被害を少なくするために、市及び各機関が一体となって市民を避難収容できる態勢を確立するとともに、平素から連絡協調を緊密にして、各機関の任務を明確にする。</p> <p>○ <b>避難準備情報、勧告・指示</b>の発令時に市は、速やかに避難所を設置し、避難者を受入れる。</p>	1 避難態勢	市、府中消防署	2 <b>避難勧告</b> 等の判断・伝達	市、府中消防署	3 避難所の開設・運営	市
1 避難態勢	市、府中消防署													
2 <b>避難指示</b> 等の判断・伝達	市、府中消防署													
3 避難所の開設・運営	市													
1 避難態勢	市、府中消防署													
2 <b>避難勧告</b> 等の判断・伝達	市、府中消防署													
3 避難所の開設・運営	市													

該当頁	新（修正後）	旧（修正前）													
(風-47) 第3部 第5章	<p><b>1-1 事前避難</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="297 201 468 240">機関名</th> <th data-bbox="468 201 1108 240">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="297 240 468 459">市</td> <td data-bbox="468 240 1108 459"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在外者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、<u>高齢者等避難</u>情報を発令する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在外者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、<u>高齢者等避難</u>情報を発令する。</li> </ul>	<p><b>1-1 事前避難</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 201 1411 240">機関名</th> <th data-bbox="1411 201 2051 240">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 240 1411 459">市</td> <td data-bbox="1411 240 2051 459"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在外者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、<u>避難準備</u>情報を発令する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在外者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、<u>避難準備</u>情報を発令する。</li> </ul>	(1)				
機関名	内 容														
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在外者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、<u>高齢者等避難</u>情報を発令する。</li> </ul>														
機関名	内 容														
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在外者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、<u>避難準備</u>情報を発令する。</li> </ul>														
(風-48) 第3部 第5章	<p><b>1-2 <u>高齢者等避難又は避難指示</u>等</b></p> <p><b>(1) 一般基準</b></p> <p>○ 避難、立ち退きの<u>指示</u>等の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。</p>	<p><b>1-2 <u>避難準備、勧告又は指示</u>等</b></p> <p><b>(1) 一般基準</b></p> <p>○ 避難、立ち退きの<u>勧告及び指示</u>等の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。</p>	(1)												
(風-48) 第3部 第5章	<p><b>(2) <u>高齢者等避難又は避難指示</u></b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="297 671 468 711">機関名</th> <th data-bbox="468 671 1108 711">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="297 711 468 858">市</td> <td data-bbox="468 711 1108 858"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>高齢者避難又は避難指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 858 468 1042">都</td> <td data-bbox="468 858 1108 1042"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>高齢者等避難</u>、避難のための立ち退きの<u>指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>高齢者避難又は避難指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。</li> </ul>	都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>高齢者等避難</u>、避難のための立ち退きの<u>指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。</li> </ul>	<p><b>(2) <u>避難準備、勧告又は指示</u></b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 671 1411 711">機関名</th> <th data-bbox="1411 671 2051 711">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 711 1411 858">市</td> <td data-bbox="1411 711 2051 858"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>避難準備、勧告又は指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 858 1411 1042">都</td> <td data-bbox="1411 858 2051 1042"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>避難準備</u>、避難のための立ち退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>避難準備、勧告又は指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。</li> </ul>	都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>避難準備</u>、避難のための立ち退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。</li> </ul>	(1)
機関名	内 容														
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>高齢者避難又は避難指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。</li> </ul>														
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>高齢者等避難</u>、避難のための立ち退きの<u>指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。</li> </ul>														
機関名	内 容														
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>避難準備、勧告又は指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。</li> </ul>														
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>避難準備</u>、避難のための立ち退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。</li> </ul>														

該当頁	新（修正後）	旧（修正前）																
(風-49) 第3部 第5章	<p><b>1-3 避難誘導</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="297 201 465 240">機関名</th> <th data-bbox="465 201 1108 240">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="297 240 465 424">市</td> <td data-bbox="465 240 1108 424">○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b>が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 424 465 533">府中警察署</td> <td data-bbox="465 424 1108 533">○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b>がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 533 465 679">府中消防署</td> <td data-bbox="465 533 1108 679">○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b>がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b> が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。	府中警察署	○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b> がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。	府中消防署	○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b> がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。	<p><b>1-3 避難誘導</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 201 1408 240">機関名</th> <th data-bbox="1408 201 2051 240">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 240 1408 424">市</td> <td data-bbox="1408 240 2051 424">○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b>が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 424 1408 533">府中警察署</td> <td data-bbox="1408 424 2051 533">○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b>がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 533 1408 679">府中消防署</td> <td data-bbox="1408 533 2051 679">○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b>がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b> が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。	府中警察署	○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b> がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。	府中消防署	○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b> がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。
機関名	内 容																	
市	○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b> が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。																	
府中警察署	○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b> がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。																	
府中消防署	○ <b>高齢者等避難又は避難指示</b> がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。																	
機関名	内 容																	
市	○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b> が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。																	
府中警察署	○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b> がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。																	
府中消防署	○ <b>避難の準備、勧告又は指示</b> がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。																	
(風-50) 第3部 第5章	<p><b>2 避難指示等の判断・伝達</b></p> <p><b>2-1 避難指示の判断基準等</b></p> <p>(1) <b>風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアルの作成</b></p> <p>○ 市は、<b>令和3年5月</b>に内閣府が改定した「<b>避難情報に関するガイドライン</b>」に基づき、<b>風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアル</b>を作成した。</p> <p>(2) <b>避難に要する時間を見込んだ避難指示の発令</b></p> <p>○ 市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、<b>避難指示</b>等を発令する。</p> <p><b>【避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 1086 524 1126"></th> <th data-bbox="524 1086 1158 1126">立退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 1126 524 1450"><b>高齢者等避難</b></td> <td data-bbox="524 1126 1158 1450"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	<b>高齢者等避難</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望</li> </ul>	<p><b>2 避難勧告等の判断・伝達</b></p> <p><b>2-1 避難勧告の判断基準等</b></p> <p>(1) <b>避難勧告等に関するマニュアルの作成</b></p> <p>○ 市は、<b>平成31年3月</b>に内閣府が改定した「<b>避難勧告等に関するガイドライン</b>」に基づき、<b>避難勧告等に関するマニュアル</b>を作成した。</p> <p>(2) <b>避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令</b></p> <p>○ 市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、<b>避難勧告</b>等を発令する。</p> <p><b>【避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 1086 1467 1126"></th> <th data-bbox="1467 1086 2101 1126">立退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 1126 1467 1450"><b>避難準備・高齢者等避難開始</b></td> <td data-bbox="1467 1126 2101 1450"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望</li> </ul>								
	立退き避難が必要な居住者等に求める行動																	
<b>高齢者等避難</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望</li> </ul>																	
	立退き避難が必要な居住者等に求める行動																	
<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望</li> </ul>																	

(1)

(1)

(2)

該当頁	新（修正後）		旧（修正前）	
	<p><u>避難指示</u></p>	<p>まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>	<p><u>避難勧告</u></p>	<p>まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>避難指示(緊急)</u></p>	<p>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</p> <p>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</p>
<p>(風-51) 第3部 第5章</p>	<p><b>(3) 市の<u>避難指示</u>等の判断・伝達に対する都の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は、<u>避難指示</u>等の発令基準に関する市からの問合せに対応し、実災害の事例に関する情報提供等技術的な支援を行う。</li> <li>○ 都は、<u>避難指示</u>等の判断・伝達のための検証・分析を行う。</li> </ul>		<p><b>(3) 市の<u>避難勧告</u>等の判断・伝達に対する都の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は、<u>避難勧告</u>等の発令基準に関する市からの問合せに対応し、実災害の事例に関する情報提供等技術的な支援を行う。</li> <li>○ 都は、<u>避難勧告</u>等の判断・伝達のための検証・分析を行う。</li> </ul>	

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。(削除)

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

(1)